

第37回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2026年8月27日（木曜日）午前11時

開催場所 東京都千代田区丸の内二丁目3番2号
Shinwa Wise Holdings株式会社
1 階ホール
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

株主総会にご出席されない場合

書面（郵送）により議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使期限

2026年8月26日（水曜日）午後6時（到着分）まで

Shinwa Wise Holdings株式会社

証券コード：2437

証券コード：2437
2026年8月10日

株 主 各 位

東京都千代田区丸の内二丁目3番2号
Shinwa Wise Holdings株式会社
代表取締役社長 米 田 岳

第37回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第37回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。なお、本定時株主総会におきましては、書面交付請求の有無に関わらず、全ての株主様に電子提供措置事項を記載した書面を交付しております。

【当社ウェブサイト】

<https://www.shinwa-wise.com/news/>

メニューよりその他タブを選択いただき、ご確認ください。

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

「銘柄名（会社名）」に「Shinwa Wise Holdings」又は「コード」に当社証券コード「2437」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2026年8月26日（水曜日）午後6時までに到着するようにご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年8月27日（木曜日）午前11時
 2. 場 所 東京都千代田区丸の内二丁目3番2号
 Shinwa Wise Holdings株式会社 1階ホール
 （末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 目的事項 報告事項

1. 第37期（2025年6月1日から2026年5月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第37期（2025年6月1日から2026年5月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
 第2号議案 取締役9名選任の件
 第3号議案 監査役1名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記の電子提供措置をとっている各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
 - ◎ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
 - ◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。なお、本定時株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、全ての株主様に電子提供措置事項を記載した書面を交付しております。
 - ① 事業報告「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
 - ② 連結計算書類「連結注記表」
 - ③ 計算書類「個別注記表」
- 従いまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

事業報告

(2025年6月1日から
2026年5月31日まで)

I 企業集団の現況に関する事項

1. 当連結会計年度の事業の状況

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2025年6月1日～2026年5月31日）におけるわが国経済は、輸出のマイナス幅が縮小し、内需（民間消費、住宅投資、設備投資）が増加したことから、前期比実質GDP成長率はプラスとなりました。今後もガソリン暫定税率廃止やエネルギー関係補助金による物価高対策、17の戦略分野への投資などが経済成長を後押しすることが予想されます。一方、米国では、米政府機関閉鎖が米国史上最長期間に及んだ影響により景気は一時減速したものの、AI関連投資や底堅い雇用を背景に持ち直しました。もっとも、中東情勢に起因するエネルギー価格の上昇などからインフレが再加速しており、金融政策を巡る不確実性が高まっております。また、欧州においても、エネルギー価格の上昇を受けてインフレが再加速し、ECB（欧州中央銀行）は2023年以来となる利上げに転じました。加えて、日中関係の悪化による中国からのインバウンド需要の低下、米中関係の不安定さによるサプライチェーンへの影響リスク、ウクライナ戦争による穀物生産量の激減に伴う食糧価格の高止まり傾向など、わが国の景気を下押しするリスクもあり、依然として不透明な状況が続いております。

また、ガソリン暫定税率の廃止をはじめとする政府の物価高対策等により消費者物価の伸びは鈍化したものの、中東情勢による原油価格の上昇や人件費増加によるサービス面からのインフレ圧力は根強く残っております。日銀は、2025年12月に続き本年6月の金融政策決定会合において政策金利を1.00%（1995年以来の水準）へ引き上げましたが、歴史的な円安の進行と物価上昇が続く中、インフレによる現金資産の実質的な目減りが意識されやすい状況に変わりはなく、その対策として実物資産への需要は引き続き一定レベルを保っております。これに伴い、潜在需要が供給を上回る金の価格と、都内の中古マンションへの投資などによる不動産価格指数は、堅調に上昇基調を維持しております。

このような環境のもと当社グループは、高額美術品を中心とした優良作品、ワイン・リカー及び宝飾品などについても、オークションへの出品誘致を質量ともに充実させるべく、富裕層を中心とした新規顧客の開拓、オークションへの参加促進に努めてまいりました。しかしながら、アートオークション市場では、価格の上昇をにらみ、良品の出し渋り傾向が引き続きみられ、以前に比べ低調に推移いたしました。

このような厳しい状況の中、アート関連事業においては、取扱高5,541,219千円（前期比5.5%減）、売上高1,554,119千円（前期比23.7%減）と減収となりました。中でも、プライベートセールスの売上高は、前期比50.8%減の567,283千円となりました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

①アート関連事業

アート関連事業は、取扱高5,541,219千円（前期比5.5%減）、売上高1,554,119千円（前期比23.7%減）、セグメント利益29,262千円（前期比84.9%減）となりました。

種別の業績は次のとおりであります。

部	門	取 扱 高	前期比 増減	構成 比率	売 上 高	前期比 増減	構成 比率
		千円	%	%	千円	%	%
オークション事業	近代美術	1,474,480	27.9	26.6	344,937	47.9	22.2
	近代陶芸	263,940	4.4	4.8	45,501	2.2	2.9
	近代美術 Part II	97,175	△27.2	1.7	21,690	△29.1	1.4
	コンテンポラリーアート	133,485	11.5	2.4	29,472	19.1	1.9
	ワイン・リカー	221,215	△51.3	4.0	53,313	△44.8	3.4
	ジュエリー&ウォッチ	289,040	△26.6	5.2	54,672	△32.6	3.5
	その他 (注) 2	666,720	850.6	12.0	102,605	588.1	6.6
	アイアート	1,622,060	0.5	29.3	324,337	△5.9	20.9
	小計 (注) 1	4,768,115	13.8	86.0	976,529	12.2	62.8
プライベートセール・その他事業	プライベートセール (注) 3	773,104	△53.1	14.0	567,283	△50.8	36.5
	その他	—	—	—	10,305	△23.1	0.7
	小計	773,104	△53.8	14.0	577,589	△50.5	37.2
合	計	5,541,219	△5.5	100.0	1,554,119	△23.7	100.0

- (注) 1. 取扱高の前期比増減率と売上高の前期比増減率の乖離の大きな要因のひとつに、商品売上高の増減があります。商品売上高は、オークション落札価額に対する手数料収入、カタログ収入、年会費等と同様に売上高を構成する要素であり、在庫商品を販売した場合、その販売価格（オークションでの落札の場合には落札価額）を商品売上高として、売上高に計上することとしております。
2. その他オークションは、出品の状況により随時開催しております。
3. 販売委託契約などによる手数料収入のみを売上高の構成要素としている取引が、取扱高と売上高との大きな乖離の一因となっております。

i) オークション事業

当連結会計年度は、オークションの開催回数は35回（前期開催回数35回）でした。内訳は、近代美術オークション、近代美術PartⅡオークション、コンテンポラリーアートオークション及びアイアートオークションを各6回、近代陶芸オークションを4回、ワイン・リカーオークション、ジュエリー&ウォッチオークション及び西洋美術オークションを各2回、北大路魯山人特別オークションを1回で、取扱高は前期比13.8%増となりました。

近代美術オークションは、出品点数18.1%減、落札点数12.7%減でしたが、エスティメイト下限合計額に対する落札価額合計額の比率は、平均で257.6%と高水準で推移しました。取扱高は、1,474,480千円となり、前期比27.9%増加しました。

近代陶芸オークションは、出品点数16.2%減、落札点数17.2%減でしたが、エスティメイト下限合計額に対する落札価額合計額の比率は、平均で123.0%という水準で推移しました。取扱高は、263,940千円となり、前期比4.4%増加しました。

近代美術PartⅡオークションは、出品点数11.2%減、落札点数7.9%減でしたが、エスティメイト下限合計額に対する落札価額合計額の比率は、平均で219.4%と高水準で推移しました。取扱高は、97,175千円となり、前期比27.2%減少しました。

コンテンポラリーアートオークションは、出品点数32.0%減、落札点数35.6%減でしたが、エスティメイト下限合計額に対する落札価額合計額の比率は、平均で151.5%という水準で推移しました。取扱高は、133,485千円となり、前期比11.5%増加しました。

ワイン・リカーオークションは、出品点数46.5%減、落札点数49.0%減でした。取扱高は221,215千円となり、前期比51.3%減少しました。

ジュエリー&ウォッチオークションは、出品点数13.6%減、落札点数16.8%増でした。取扱高は289,040千円と前期比26.6%減少しました。

アイアートオークションは、出品点数12.6%増、落札点数22.7%増でした。取扱高は1,622,060千円と前期比0.5%増加しました。

ii) プライベートセール・その他事業

プライベートセール・その他事業では、当連結会計年度は、売上高577,589千円（前期比50.5%減）となりました。

②その他事業

子会社保有の太陽光発電施設による売電事業については、当連結会計年度のその他事業のセグメント売上高は23,766千円（前期比22.2%減）、セグメント損失747千円（前期はセグメント損失15,326千円）となりました。

なお、当連結会計年度においては、期末の決算手続における個別の査定により、長期滞留品等に係る棚卸資産評価損58,230千円を売上原価に計上しております。

以上により、当連結会計年度の業績は、売上高1,577,885千円（前期比23.7%減、対前期減少額489,703千円）、営業損失144,380千円（前期は営業利益12,323千円）、経常損失161,352千円（前期は経常損失17,749千円）、親会社株主に帰属する当期純損失237,007千円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失142,340千円）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は、13,261千円であります。その主なものは、建物附属設備の取得であります。なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、公開のオークションという商形態にて美術品や高級品の換金やコレクションを円滑に実現し、美術品を中心とした高額品の価値付けに寄与することを自らのミッションとして事業を展開しています。グローバルにおける金利高止まりの継続によって、安全資産および代替資産への分散投資需要が促進され、アートや宝飾品、時計、リカーといった高額商品への投資的なニーズや経済的関心が顕在化しています。このような環境のなかで、当社グループが展開する公開オークションは、単なる流通手段にとどまらず、現代におけるアートや高額資産の経済的価値付けの一翼を担う機能としての社会的意義を持つものと認識しております。

一方、当連結会計年度は、アートオークション市場における良品の出し渋り傾向やプライベートセールの取扱高の減少により売上高は1,577,885千円（前期比23.7%減）となり、期末の決算手続における個別の査定に基づき長期滞留品等に係る棚卸資産評価損58,230千円を売上原価に計上したことも加わって、営業損失144,380千円を計上いたしました。なお、四半期別の営業損益は期を追って改善し、第4四半期においては黒字に転換しております。当社グループは、過年度に生じた会計処理に係る事案を踏まえ、取引審査、会計判定及び開示に係るプロセスの整備を順次進めており、信頼の回復を経営の起点と位置付けるとともに、収益構造の立て直しを対処すべき課題と認識しております。

かかる認識のもと、既存事業（オークション及びプライベートセール）の立て直しに取り組んでまいります。

具体的な取り組みとして、継続的な作品の出品誘致強化の一環として、相続等で放出される高額美術品等の誘引、ライブビティングシステムの利便性向上と利用拡大をとおして、落札に繋がる潜在顧客を掘り起こし、外国人顧客をはじめとする買い手層の拡大による新たな顧客層の開拓、コンテンポラリーアート分野での作家発掘等を進めてまいります。

また、プライベートセール・その他事業については、当連結会計年度の売上高が前期比50.5%減となったことを踏まえ、富裕層の実物資産ニーズに応える事業としての位置付けや取引管理のあり方を検証しつつ、買取の拡張を含む再構築に取り組めます。また、ノンコア事業にかかる資

産の整理・選択による経営資源の集中を進め、収益構造の安定化を図ってまいります。

以上の方針のもと、当社グループは、内部管理体制の強化と信頼回復に向けた取り組み（後記(5)に記載）を経営の基盤としつつ、アートや高級品が持つ文化的・経済的価値の再発見を促進し、事業の持続性と企業価値の最大化に向けた取り組みを継続してまいります。

(5) 第三者委員会による調査結果を踏まえた当社の課題と対応

当社の連結子会社であるShinwa Prive株式会社において、2019年5月期から2024年5月期までのプライベートセールにおける売買取引と金融取引の分類及び売上計上時期に係る不適切な会計処理に関し、2024年9月6日に外部専門家で構成される第三者委員会から調査報告書を受領いたしました。

当社では、上記報告書の内容の検討及びこれを受けた自主調査の結果を踏まえ、過年度の決算を訂正することとし、2019年5月期から2023年5月期までの各有価証券報告書、2020年5月期第1四半期から2024年5月期第3四半期までの各四半期報告書について、訂正報告書を提出いたしました。

また、当社は、2024年11月に株式会社東京証券取引所から改善報告書の提出を求められ、同年12月に改善報告書を、2025年7月に改善状況報告書を提出いたしました。

なお、本件に関する経営責任の明確化として、関係する役員の退任及び役員報酬の減額（2025年3月）を経て、2025年7月、当社グループの元役員に対する損害賠償請求訴訟を提起いたしました。

上記の発生原因として、第三者委員会からは、⑦上場企業の会計処理及び内部統制に詳しい公認会計士等が役員にいないこと、④アート作品のプライベートセールの業務執行（契約書締結フロー等を含む）に対する監視・監督の不備等のガバナンス上の問題、⑦管理担当者と執行担当者の兼務、⑤内部監査室のリソース不足等、上記の会計処理を止めることのできなかった組織上・内部統制上の問題の指摘を受けております。

当社グループは、財務報告に係る内部統制の重要性を十分に認識しており、第三者委員会からの指摘・提言も踏まえ、以下の改善策を策定し、その実行に取り組んでおります。

- ・グループ全体におけるコンプライアンス意識の抜本的改革
- ・内部監査部門の組織体制の再整備
- ・公益通報関連者規程の改定及び周知徹底
- ・内部統制を実効あらしめるための業務フローの改善及び職務権限関連規程の改定
- ・適切な経理処理を遂行するためのグループ経理関連規程の改定
- ・グループ会社を含む役職員への実効性のある研修・教育の実施

次に、当社グループは、前述の課題を是正するために、以下の措置を実施しており、今後も、再発防止策の実行を推進してまいります。各措置と上記⑦から⑤の発生原因との対応関係は、各項目の見出しに付記のとおりであります。

① コンプライアンス及びリスク管理体制の再構築（発生原因⑦及び④への対応）

(i) 当社の内部統制及びガバナンス体制に対する当社のステークホルダーからの信頼を回復することを目的として、2024年9月18日付でガバナンス委員会を設置し、同年12月の同委員会の答申を踏まえ、役員の選任・解任に関する基準の制定をはじめとする各種施策を実行しております。

(ii) 第三者委員会からの調査結果および再発防止のための提言を踏まえて、再発防止に向けた具体策の立案に加え、コンプライアンス体制の強化に関する各種施策について速やかに検討を行う目的として、2024年9月18日付でリスクコンプライアンス委員会を設置し、内部監査部門の充実、内部通報制度の改訂、職務権限関連規程・グループ経理関連規程その他規程類の整備を行ってまいりました。当連結会計年度においては、同委員会を12回開催しております。

(iii) 上場企業の会計処理及び内部統制に詳しい公認会計士等を役員に選任することを検討し、2025年1月に公認会計士の資格を有する仮監査役が就任した後、2025年8月開催の第36回定時株主総会において同氏を社外監査役に選任し、2025年10月には公認会計士の資格を有する補欠監査役が社外監査役に就任しております。さらに、本総会においては、監査を担う側に加え、業務執行の側においても会計及び内部統制に関する専門性を確保するため、取締役選任議案の候補者に公認会計士1名を含めております。

(iv) コンプライアンスに対する意識を高く保つために、役員及び従業員向けに専門家によるコンプライアンス研修を、2024年12月に第1回を開催して以降、定期的に実施することとしており、当連結会計年度においては2025年7月及び2026年2月に実施いたしました。

② 公益通報者規程の改定（発生原因④への対応）

(i) 外部通報窓口を新たに追加し、通報窓口を、総務人事部と常勤監査役に加え、外部弁護士の3つとしました。

(ii) 各子会社担当者に事前に相談・通報することについても許容する旨、規程に盛り込みました。

③ 業務フローの改善及び規程の改定（発生原因④及び⑤への対応）

- (i) 職務権限関連規程、内部通報関連規程、内部監査関連規程、文書管理関連規程、取締役会関連規程、監査役会関連規程を一部改定し、社内へ周知しております。
- (ii) 上記の前提となる業務フロー及び社内規程類の定期的な見直しを実施しております。

④ 内部監査体制の再構築（発生原因⑥への対応）

内部監査部門を強化すべく、内部監査室長を新たに選任し、内部監査計画に基づく監査の実施を通じて、内部監査体制の再整備を進めております。また、監査役会、会計監査人及び内部監査室による三様監査の定例ミーティングを定期的に開催し、相互の情報共有を図っております。当連結会計年度においては、三様監査ミーティングを10回開催しております。内部監査室の体制については、引き続きその充実に努めてまいります。

当社は、上記の各措置の実施状況を継続的に確認・検証し、必要に応じて見直しを行いながら、内部管理体制の強化およびコーポレート・ガバナンスの一層の充実に向けて、着実に施策を講じてまいります。

本件につき、株主の皆様には多大なるご心配とご迷惑をお掛け致しましたことを、深くお詫び申し上げます。

2. 財産及び損益の状況

(1) 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 34 期 2023年5月期	第 35 期 2024年5月期	第 36 期 2025年5月期	第 37 期 (当連結会計年度) 2026年5月期
売 上 高	千円 3,486,565	千円 2,035,999	千円 2,067,589	千円 1,577,885
経常利益又は経常損失(△)	千円 514,502	千円 △222,107	千円 △17,749	千円 △161,352
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)	千円 305,032	千円 △1,010,510	千円 △142,340	千円 △237,007
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)	30円60銭	△98円84銭	△13円24銭	△21円51銭
総 資 産	千円 4,969,798	千円 4,238,780	千円 3,313,026	千円 3,532,198
純 資 産	千円 3,230,845	千円 2,405,153	千円 2,347,834	千円 2,110,557
1株当たり純資産	319円49銭	223円30銭	212円72銭	191円19銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は期末発行済株式総数により算出しております。
2. 過年度決算に関し、会計上の誤謬が判明したため、第34期につきましては、当該誤謬の訂正後の数値を用いて記載しております。

(2) 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 34 期 2023年5月期	第 35 期 2024年5月期	第 36 期 2025年5月期	第 37 期 (当事業年度) 2026年5月期
売 上 高	千円 717,722	千円 625,553	千円 425,115	千円 330,315
経常利益又は経常損失 (△)	千円 23,575	千円 93,558	千円 △21,076	千円 △234,903
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△)	千円 28,655	千円 △795,142	千円 △127,624	千円 △269,662
1 株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	2円87銭	△77円77銭	△11円87銭	△24円48銭
総 資 産	千円 3,109,894	千円 2,476,746	千円 2,316,607	千円 2,003,786
純 資 産	千円 2,833,442	千円 2,219,413	千円 2,197,260	千円 1,927,328
1 株 当 たり 純 資 産	280円01銭	206円00銭	199円06銭	174円56銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は期末発行済株式総数により算出しております。
2. 過年度決算に関し、会計上の誤謬が判明したため、第34期につきましては、当該誤謬の訂正後の数値を用いて記載しております。

3. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
Shinwa Auction株式会社	50,000千円	100.0%	美術品を中心としたオークションの企画及び運営
Shinwa Prive株式会社	10,000千円	100.0%	美術品取引
Shinwa ARTEX株式会社	90,000千円	100.0%	資産防衛ダイヤモンド、文化支援事業、
シンワメディコ株式会社 (注) 1	20,000千円	70.0%	医療機関向け支援事業
アイアート株式会社 (注) 2	50,000千円	100.0%	美術品を中心としたオークションの企画及び運営
Shinwa Digital Arts株式会社	10,000千円	100.0%	デジタルアート、NFT アートのマネジメント

(注) 1. 当社の孫会社であります。

2. 当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	アイアート株式会社
特定完全子会社の住所	東京都港区新橋五丁目14番10号 新橋スクエアビル3F
当社及び当社の完全子会社における 特定完全子会社の株式の帳簿価額	674,325千円
当社の総資産額	2,003,786千円

4. 主要な事業内容（2026年5月31日現在）

当社グループは、主にアート関連事業及びその他事業を行っております。各事業の内容は以下のとおりであります。

(1) アート関連事業

アート関連事業は、大きくオークション事業とプライベートセール・その他事業に分けられます。

オークション事業は、取り扱い作品・価格帯により、近代美術オークション、近代陶芸オークション、近代美術PartⅡオークションを定期的に開催しております。その他、コンテンポラリーアート、西洋美術、ワイン・リカー、MANGA、ブランド雑貨、時計、宝飾品等のオークションを随時開催しております。

プライベートセール・その他事業は、プライベートセール（資産防衛ダイヤモンド販売やオークション以外での相対取引である絵画の売買）を中心に行っております。

部 門		主 要 な 内 容
オークション事業	近代美術オークション	・近代日本画、近代日本洋画、彫刻、外国絵画等のオークション ・落札予想価格（以下「エスティメイト」という）の下限金額が概ね20万円以上の作品
	近代陶芸オークション	・近代陶芸（茶碗、壺、香炉等）のオークション （一部古美術を含む）
	近代美術PartⅡオークション	・著名作家の版画、日本画、洋画、陶芸等のオークション ・エスティメイトの下限金額が概ね2万円以上の作品
	その他オークション	・コンテンポラリーアート、西洋美術、ワイン・リカー、マンガ、ブランド雑貨、時計、宝飾品等の上記以外のオークション
プライベートセール・その他事業	プライベートセール	・資産防衛ダイヤモンドの販売 ・美術品等の相対取引に関する絵画・NFTアートの販売
	その他	・主として2万円未満の低価格作品に関し、美術業者間交換会にて販売を委託された取引 ・その他

(2) その他事業

自社所有の50kW級低圧型太陽光発電施設、高圧型太陽光発電施設の売電事業を行っております。

5. 主要な事業所等（2026年5月31日現在）

(1) 当社

本社	東京都千代田区
----	---------

(2) 子会社

Shinwa Auction株式会社	東京都千代田区
Shinwa Prive株式会社	東京都千代田区
Shinwa ARTEX株式会社	東京都千代田区
アイアート株式会社	東京都港区
Shinwa Digital Arts株式会社	東京都千代田区

(3) 孫会社

シンワメディコ株式会社	東京都中央区
-------------	--------

6. 使用人の状況（2026年5月31日現在）

(1) 企業集団の使用人の状況

国内外の別	事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
国内 (注)1・2	ア ー ト 関 連 事 業	26(21)名	-6 (2)
	全 社 (共 通)	9(1)	1 (1)
	そ の 他 事 業	-(1)	- (-1)
合 計		35(22)	-5 (2)

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、出向者及びアルバイトは（ ）内に外数で記載しております。
2. 「全社（共通）」として記載している使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。
3. 国外の区分は、2025年5月期末時点においてPKS事業から撤退したため、削除したものであります。

(2) 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前 年 度 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
9(1)名	1(1)	47.9歳	6.6年

(注) 使用人数は就業員数であり、出向者及びアルバイトは（ ）内に外数で記載しております。

7. 主要な借入先（2026年5月31日現在）

借 入 先	借 入 金 残 高
株式会社みなと銀行	89,741千円
株式会社武蔵野銀行	38,504千円
株式会社みずほ銀行	19,666千円
株式会社日本政策金融公庫	17,280千円

8. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅱ 会社の状況に関する事項

1. 株式に関する事項（2026年5月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 18,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 11,017,818株
- (3) 株主数 4,137名
- (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
Catalyst Art Investments株式会社	3,669,019株	33.30%
松井証券株式会社	1,462,900	13.27
株式会社SBI証券	1,247,444	11.32
JUN・ASET株式会社	372,700	3.38
采譽投資有限公司 (常任代理人 三田証券株式会社)	330,000	2.99
楽天証券株式会社共有口	239,800	2.17
佐山公男	227,300	2.06
GMOクリック証券株式会社	161,800	1.46
松島隆太郎	120,000	1.08
株式会社DSGI	100,000	0.90

(注)自己株式は保有しておりません。

2. 新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

- (3) その他新株予約権に関する重要な事項

2021年10月12日開催の取締役会決議に基づき有償発行した第18回新株予約権の概要

新株予約権の数	16,404個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	当社普通株式1,640,400株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり1,200円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり37,500円 (1株当たり375円)
割当日	2021年10月27日
新株予約権の割当対象者及びその人数ならびに割り当てる新株予約権の数	当社取締役 6名 (15,440個) 当社監査役 3名 (964個)
新株予約権の行使期間	2021年10月27日から2026年10月26日まで
新株予約権の主な行使条件	割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも540円を上回った場合にのみ、本新株予約権を行使できるものとする。 上記にかかわらず、行使期間中に連続する1ヶ月間(21営業日)の平均終値が一度でも本新株予約権の発行に係る取締役会決議日の直前営業日である2021年10月11日の東京証券取引所における当社普通株式の終値である金375円に50%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならない。

(注) 2026年5月31日現在の第18回新株予約権残個数(株数)は、2,500個(250,000株)であります。

2024年5月2日開催の取締役会に基づき有償発行した第19回新株予約権の概要

新株予約権の数	11,065個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	当社普通株式1,106,500株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり100円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり45,200円 (1株当たり452円)
割当日	2024年5月17日
新株予約権の割当対象者及びその人数ならびに割り当てる新株予約権の数	当社取締役 7名 (10,480個) 当社監査役 3名 (90個) 当社子会社役員 6名 (430個) 当社グループ従業員4名 (65個)
新株予約権の行使期間	2024年5月17日から2029年5月16日まで
新株予約権の主な行使条件	割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも1,800円を上回った場合にのみ、本新株予約権を行使できるものとする。上記にかかわらず、行使期間中に一度でも金129円を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならない。

(注) 2026年5月31日現在の第19回新株予約権残個数(株数)は、11,035個(1,103,500株)であります。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役に関する事項（2026年5月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	米 田 岳	Catalyst Art Investments株式会社代表取締役 株式会社大入物産取締役 Catalyst Art Investments L.L.-FZ (U.A.E) Director アイアート株式会社取締役
取 締 役	秋 元 之 浩	リーテイルブランディング株式会社代表取締役社長 Shinwa ARTEX株式会社取締役 Shinwa Digital Arts株式会社取締役 アールビー・アート・アセット株式会社代表取締役社長
取 締 役	高 橋 健 治	Shinwa Auction株式会社代表取締役会長 Shinwa Prive株式会社代表取締役社長 アイアート株式会社取締役 Shinwa Digital Arts株式会社代表取締役社長
取 締 役	山 本 泰 史	大阪夢洲開発株式会社代表取締役 Catalyst Art Investments株式会社取締役 株式会社大入物産代表取締役 株式会社明豊エンタープライズ社外取締役 アイアート株式会社代表取締役
取 締 役	岩 堀 恭 一	一般社団法人横浜港ハーバーリゾート協会 プロデューサー 一般社団法人日本アート評価保存協会 評価委員
取 締 役	長 野 享 子	弁護士、ニューヨーク州弁護士、 ひかり総合法律事務所 パートナー弁護士
取 締 役	謝 冰	アートマーケットコンサルタント
取 締 役	長 田 忠 千 代	公益財団法人日本舞台芸術振興会理事 一般社団法人メタバース推進協議会監事 一般社団法人生成AI活用普及協会理事 一般社団法人デジタルサロン協会監事 株式会社AndDoホールディングス取締役

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
常 勤 監 査 役	中 世 古 元	
監 査 役	寛 悦 生	公認会計士・税理士 RSM清和監査法人 シニアパートナー
監 査 役	成 清 紘 介	公認会計士・税理士 株式会社KIC取締役 株式会社イケウチ社外監査役 株式会社駅探社外取締役 株式会社CaTe社外監査役

- (注) 1. 米田岳氏および山本泰史氏は2025年8月28日株主総会で取締役就任後、2026年1月28日当社100%子会社であるアイアート株式会社の米田氏は取締役、山本氏は代表取締役に就任するまでの期間、社外取締役でした。
2. 米田岳氏は当社の取締役ですが、2026年2月28日に高橋健治氏が辞任により代表取締役に退任したため、同日の取締役会にて代表取締役に選任され就任いたしました。
3. 取締役秋元之浩氏、高橋健治氏、長野享子氏は本総会終結の時をもって任期満了となり、退任いたします。
4. 取締役張志軍氏、山本晋平氏は、2025年8月28日株主総会で任期満了となり、退任いたしました。
5. 取締役長田忠千代氏は、2026年6月23日辞任により退任いたしました。
6. 監査役高橋隆敏氏は当社の監査役でありましたが、2025年8月28日辞任により退任いたしました。
7. 監査役木内孝胤氏は当社の社外監査役でありましたが、2025年9月30日辞任により退任いたしました。なお、退任時の重要な兼職は、株式会社TKコーポレーション代表取締役にありました。
8. 監査役寛悦生氏は、当社の社外監査役であります。公認会計士および税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
9. 監査役中世古元氏は、当社の常勤監査役であります。本総会終結の時を以て辞任する意向を表明しており、当社監査役会は受理しております。
10. 監査役成清紘介氏は、2025年9月30日社外監査役木内孝胤氏の退任に伴い、法定または定款で定める監査役の員数を欠くこととなるため、同年10月1日付にて社外監査役に就任いたしました。成清紘介氏は公認会計士として企業会計等に関する豊富な専門的知見を有しております。
11. 当社は、取締役長野享子氏、監査役寛悦生氏、監査役成清紘介氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
12. 社外取締役長坂真護氏は、2026年1月13日付で辞任により退任いたしました。なお、退任時の重要な兼職は、MAGO CREATION株式会社代表取締役、MAGO MOTORS JAPAN株式会社代表取締役にありました。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

①被保険者の範囲

当社および当社のすべての子会社の取締役、監査役。

②保険契約の内容の概要

被保険者が①の会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用を補償するものです。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。保険料は全額当社が負担します。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

なお、2025年9月30日辞任により退任した社外監査役木内孝胤氏、2026年1月13日辞任により退任した社外取締役長坂真護氏とも同様の責任限定契約を締結しておりました。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2025年8月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議し、取締役会の任意の諮問機関として報酬委員会を設置いたしました。報酬、賞与算定方式の策定及び金額を決定する方針であります。

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえ適正な水準とすることを基本方針としております。

具体的には、取締役の報酬は、基本報酬、業績連動報酬により構成し、取締役の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業の報酬等を総合的に勘案して決定するものとしております。

②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬等については、1989年6月14日開催の第1回定時株主総会において取締役年間報酬総額の上限を150,000千円と決議をいただいております。なお、第1回定時株主総会決議時において、取締役の員数は5名でありました。また、監査役の報酬等については、2014年8月28日開催の第25回定時株主総会で監査役年間報酬総額の上限を50,000千円と決議をいただいております。なお、第25回定時株主総会決議時において、監査役の員数は3名でありました。

③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当事業年度の個人別の報酬額については、2025年8月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議し、取締役会の任意の諮問機関として報酬委員会を設置いたしました。報酬委員会において、取締役会の諮問を受けて、取締役の報酬体系および水準に関する基本方針ならびに賞与および退職慰労金などを含む各取締役の個別報酬額について審議し、取締役会に対して、助言・提言を行います。

④取締役及び監査役の報酬等の総額等

区 分	支給人員	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の額(千円)		
			基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬
取 締 役	11名	63,440	63,440	—	—
(うち社外取締役)	(8名)	(23,590)	(23,590)	—	—
監 査 役	5名	15,050	15,050	—	—
(うち社外監査役)	(4名)	(11,270)	(11,270)	—	—
合 計	16名	78,490	78,490	—	—

- (注) 1. 当事業年度末の取締役の員数は8名(うち社外取締役3名)、監査役の員数は3名(うち社外監査役2名)であります。
2. 上表には、当事業年度中に退任した取締役3名(うち社外取締役3名)及び監査役2名(うち社外監査役2名)を含んでおります。
3. 当事業年度中に社外取締役から取締役に異動した取締役2名については、員数及び報酬等の額について、社外取締役在任期間分は社外取締役として、取締役在任期間分は取締役として記載しております。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役米田岳氏は、2025年8月28日に就任した以降2026年1月28日当社100%子会社であるアイアート株式会社の取締役に就任するまでの期間、当社の社外取締役でありました。米田氏は、Catalyst Art Investments株式会社の代表取締役であります。なお、Catalyst Art Investments株式会社は当社の大株主であります。また、株式会社大入物産の取締役、Catalyst Art Investments L.L.-FZ (U.A.E) のDirectorであります。当社と各社との間には特別な関係はありません。
 - ・取締役山本泰史氏は、2025年8月28日に就任した以降2026年1月28日当社100%子会社であるアイアート株式会社の代表取締役に就任するまでの期間、当社の社外取締役でありました。山本氏は、Catalyst Art Investments株式会社の取締役であります。なお、Catalyst Art Investments株式会社は当社の大株主であります。また、大阪夢洲開発株式会社の代表取締役、株式会社大入物産の代表取締役、株式会社明豊エンタープライズの社外取締役であります。当社と各社との間には特別な関係はありません。
 - ・取締役長田忠千代氏は、一般社団法人メタバース推進協議会監事であります。当社は同協議会に入会しておりますが、特別な関係はありません。その他の兼職先との間にも特別な関係はありません。
 - ・取締役長野野享子氏は、ひかり総合法律事務所のパートナー弁護士であり、武士道アセットマネジメント株式会社 社外監査役、株式会社ファミリーオフィスデザイン 非常勤取締役でありましたが、当社と各兼職先との間に特別な関係はありません。
 - ・取締役謝冰氏はアートコンサルタントとして香港他で活躍されていますが、当社とその関係先との間に特別な関係はありません。
 - ・取締役長坂真護氏は、海外にも多数のアトリエや拠点をもち創作活動をされているアーティストであり、MAGO CREATION株式会社代表取締役、MAGO MOTORS JAPAN株式会社代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

- ・監査役木内孝胤氏は、株式会社TKコーポレーションの代表取締役であります、当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・監査役寛悦生氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、RSM清和監査法人シニアパートナーであります、当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・監査役成清紘介氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、株式会社KIC取締役、株式会社イケウチ社外監査役、株式会社駅探社外取締役、株式会社CaTe社外監査役であります、当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況
 ・取締役会及び監査役会への出席状況

		取締役会		監査役会	
		出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役	長田 忠千代	24回中23回	96%	—	—
取締役	長野 享子	18回中18回	100%	—	—
取締役	米田 岳	8回中8回	100%	—	—
取締役	山本 泰史	8回中8回	100%	—	—
取締役	謝 冰	18回中18回	100%	—	—
取締役	長坂 真護	8回中8回	100%	—	—
監査役	木内 孝胤	9回中9回	100%	4回中4回	100%
監査役	寛 悦生	24回中24回	100%	14回中14回	100%
監査役	成清 紘介	15回中15回	100%	10回中10回	100%

- (注) 1. 当該事業年度においては、取締役会を24回、監査役会を14回開催しております。
2. 米田岳氏は、2025年8月28日社外取締役に就任した以降、2026年1月28日当社100%子会社であるアイアート株式会社の取締役に就任するまでの期間、取締役会を8回開催しております。
3. 山本泰史氏は、2025年8月28日社外取締役に就任した以降、2026年1月28日当社100%子会社であるアイアート株式会社の代表取締役に就任するまでの期間、取締役会を8回開催しております。
4. 長野享子氏、謝冰氏は、2025年8月28日社外取締役に就任した以降、取締役会を18回開催しております。
5. 長坂真護氏は、2025年8月28日社外取締役に就任した以降、取締役会を8回開催しております。
6. 木内孝胤氏は、2025年9月30日に辞任により退任するまでの間、取締役会を9回、監査役会を4回開催しております。
7. 成清紘介氏は2025年10月1日社外監査役に就任以降、取締役会は15回、監査役会は10回開催しております。
8. 上記取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が3回ありました。

(6) 取締役会及び監査役会における発言状況ならびに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

- ・取締役長田忠千代氏は、日本有数の企業の役員経験者としての深い知見を活かし、社外取締役として当社の経営全般に対する提言や取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために適宜必要な発言を行っております。
- ・取締役長野享子氏は、弁護士としての立場から、当社の経営全般に対してガバナンス・コンプライアンス強化の視点から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために、適宜必要な発言を行っております。また取締役会の諮問機関である報酬委員会の委員を務めております。
- ・取締役謝冰氏は、アートマーケットコンサルタントとして、海外、特に中華圏での美術品市場の深い知見を活かし、適宜必要な発言を行っております。
- ・取締役米田岳氏は、2025年8月28日に就任した以降2026年1月28日当社100%子会社であるアイアート株式会社の取締役に就任するまでの期間、アート業界に対する深い知見と、自ら経営者としての視点をもって、当社の経営全般に適宜必要な発言を行っております。
- ・取締役山本泰史氏は、2025年8月28日に就任した以降2026年1月28日当社100%子会社であるアイアート株式会社の代表取締役に就任するまでの期間、社外取締役として複数の企業で培った経験と、深い知見を活かし、当社の取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために適宜必要な発言を行っております。
- ・取締役長坂真護氏は、持続可能な資本主義を提唱する国際的に活躍するアーティストであり、2026年1月13日に辞任されるまでの期間、社会起業家としての視点を取締役に向け発信し、適宜必要な発言を行ってまいりました。
- ・監査役笈悦生氏は、公認会計士および税理士であり、企業会計に精通する専門家の見地を有しており、適宜必要な発言を行っております。また、監査役会においても同様にご発言いただいております。

- ・ 監査役木内孝胤氏は、金融のプロフェッショナルとしての視点及びガバナンス、コンプライアンスについても幅広い知識を有しており、2025年9月30日に辞任されるまでの期間、客観的・中立的立場から、社外監査役として取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために適宜必要な発言を行ってまいりました。また、監査役会において適宜必要な発言を行ってまいりました。
- ・ 監査役成清紘介氏は、公認会計士および税理士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために適宜必要な発言を行い、監査役会において適宜必要な発言を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

UHY東京監査法人

(2) 会計監査人に対する報酬等の額

- ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 31,000千円
- ② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 31,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記①の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会は、その適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

連結貸借対照表

(2026年5月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	2,929,345	流 動 負 債	1,216,816
現 金 及 び 預 金	1,008,874	買 掛 金	6,018
売 掛 金	4,379	オ ー ク シ ョ ン 未 払 金	849,340
オ ー ク シ ョ ン 未 収 入 金	804,158	短 期 借 入 金	90,000
商 品	833,278	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	39,556
前 渡 金	187,600	未 払 金	87,882
そ の 他	92,160	未 払 法 人 税 等	44,552
貸 倒 引 当 金	△1,106	前 受 金	17,580
固 定 資 産	602,853	賞 与 引 当 金	23,713
(有 形 固 定 資 産)	181,152	そ の 他	58,171
建 物 及 び 構 築 物	22,439	固 定 負 債	204,825
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	110,868	長 期 借 入 金	127,135
土 地	34,900	退 職 給 付 に 係 る 負 債	20,100
そ の 他	12,944	そ の 他	57,590
(無 形 固 定 資 産)	205,965	負 債 合 計	1,421,641
の れ ん	197,355	純 資 産 の 部	
ソ フ ト ウ エ ア	8,610	株 主 資 本	2,105,908
そ の 他	0	資 本 金	220,086
(投 資 そ の 他 の 資 産)	215,736	資 本 剰 余 金	2,999,234
投 資 有 価 証 券	7,170	利 益 剰 余 金	△1,113,412
関 係 会 社 株 式	60,600	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	546
長 期 貸 付 金	81,187	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	546
繰 延 税 金 資 産	8,058	新 株 予 約 権	4,103
そ の 他	243,283	純 資 産 合 計	2,110,557
貸 倒 引 当 金	△184,564	負 債 ・ 純 資 産 合 計	3,532,198
資 産 合 計	3,532,198		

連結損益計算書

(自 2025年 6 月 1 日
至 2026年 5 月31日)

(単位：千円)

科 目		金 額	
売上高 売上 販売費及び一般管理費 営業外収益 受取替利差 受取保険金 その他 営業外費用 支払倒引当金繰入額 支払手数料 その他 経常損失 特別利益 固定資産売却益 貸倒引当金戻入額 特別損失 固定資産除却損 貸倒引当金繰入額 訴訟関連損失 その他 税金等調整前当期純損失 法人税、住民税及び事業税 法人税等調整額 当期純損失 親会社株主に帰属する当期純損失	1,577,885		
	691,967		
	885,918		
	1,030,299		
	△144,380		
	2,029		
	11,783		
	4,982		
	6,389		25,186
	4,364		
	7,602		
	20,357		
	9,833		42,157
	△161,352		
	130		
	249		380
	11,203		
	401		
	33,656		
	749		46,011
	△206,983		
	38,082		
	△8,058		30,024
	△237,007		
	△237,007		

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結株主資本等変動計算書

(自 2025年 6 月 1 日)
(至 2026年 5 月31日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	220,086	2,999,234	△876,405	2,342,915
当期変動額				
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△)			△237,007	△237,007
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)				
当期変動額合計	－	－	△237,007	△237,007
当期末残高	220,086	2,999,234	△1,113,412	2,105,908

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利 益累計額合計		
当期首残高	815	815	4,103	2,347,834
当期変動額				
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△)				△237,007
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△269	△269	－	△269
当期変動額合計	△269	△269	－	△237,277
当期末残高	546	546	4,103	2,110,557

貸 借 対 照 表

(2026年5月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	728,714	流 動 負 債	73,356
現 金 及 び 預 金	82,350	買 掛 金	439
売 掛 金	362,943	オ ー ク シ ョ ン 未 払 金	2,725
商 品	219,509	未 払 法 人 税 等	9,417
未 収 入 金	53,192	賞 与 引 当 金	2,446
そ の 他	11,842	そ の 他	58,327
貸 倒 引 当 金	△1,124	固 定 負 債	3,101
固 定 資 産	1,275,071	退 職 給 付 引 当 金	2,850
(有 形 固 定 資 産)	9,665	繰 延 税 金 負 債	251
建 物	8,554	負 債 合 計	76,457
工 具 、 器 具 及 び 備 品	1,111	純 資 産 の 部	
(投 資 そ の 他 の 資 産)	1,265,406	株 主 資 本	1,922,678
投 資 有 価 証 券	6,300	資 本 金	220,086
関 係 会 社 株 式	784,925	資 本 剰 余 金	2,999,234
出 資 金	500	資 本 準 備 金	1,463,393
敷 金 及 び 保 証 金	92,696	そ の 他 資 本 剰 余 金	1,535,840
長 期 未 収 入 金	137,467	利 益 剰 余 金	△1,296,641
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	782,140	利 益 準 備 金	37,687
そ の 他	11,250	そ の 他 利 益 剰 余 金	△1,334,329
貸 倒 引 当 金	△549,874	繰 越 利 益 剰 余 金	△1,334,329
資 産 合 計	2,003,786	評 価 ・ 換 算 差 額 等	546
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	546
		新 株 予 約 権	4,103
		純 資 産 合 計	1,927,328
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	2,003,786

招 集 ご 通 知

事 業 報 告

計 算 書 類

監 査 報 告

株 主 総 会 参 考 書 類

損 益 計 算 書

(自 2025年 6 月 1 日)
(至 2026年 5 月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		330,315
売 上 原 価		89,674
売 上 総 利 益		240,640
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		385,335
営 業 損 失		△144,694
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	12,270	
為 替 差 益	76	
受 取 保 険 金	3,642	
そ の 他	946	16,935
営 業 外 費 用		
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	85,242	
支 払 手 数 料	20,357	
そ の 他	1,544	107,144
経 常 損 失		△234,903
特 別 利 益		
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	249	249
特 別 損 失		
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	401	
訴 訟 関 連 損 失	33,656	34,058
税 引 前 当 期 純 損 失		△268,712
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	950	950
当 期 純 損 失		△269,662

株主資本等変動計算書

(自 2025年 6 月 1 日)
(至 2026年 5 月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			株主資本 合 計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合 計	
当 期 首 残 高	220,086	1,463,393	1,535,840	2,999,234	37,687	△1,064,667	△1,026,979	2,192,341
当 期 変 動 額								
当 期 純 損 失 (△)						△269,662	△269,662	△269,662
株主資本以外の項目の当期 変 動 額 (純 額)								
当 期 変 動 額 合 計	－	－	－	－	－	△269,662	△269,662	△269,662
当 期 末 残 高	220,086	1,463,393	1,535,840	2,999,234	37,687	△1,334,329	△1,296,641	1,922,678

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	815	815	4,103	2,197,260
当 期 変 動 額				
当 期 純 損 失 (△)				△269,662
株主資本以外の項目の当期 変 動 額 (純 額)	△269	△269	－	△269
当 期 変 動 額 合 計	△269	△269	－	△269,932
当 期 末 残 高	546	546	4,103	1,927,328

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年7月27日

Shinwa Wise Holdings 株式会社
取締役会 御中

U H Y 東京監査法人
東京都品川区

指 定 社 員	公認会計士	片 岡	嘉 徳
業 務 執 行 社 員			
指 定 社 員	公認会計士	安 河 内	明
業 務 執 行 社 員			

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、Shinwa Wise Holdings株式会社の2025年6月1日から2026年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、Shinwa Wise Holdings株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年 7 月27日

Shinwa Wise Holdings 株式会社
取締役会 御中

U H Y 東京監査法人
東京都品川区

指 定 社 員	公認会計士	片 岡	嘉 徳
業 務 執 行 社 員			
指 定 社 員	公認会計士	安 河 内	明
業 務 執 行 社 員			

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第 2 項第 1 号の規定に基づき、Shinwa Wise Holdings株式会社の2025年 6 月 1 日から2026年 5 月31日までの第37期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年6月1日から2026年5月31日までの第37期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人UHY東京監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人UHY東京監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年7月28日

Shinwa Wise Holdings株式会社 監査役会

常勤監査役	中 世 古 元 ㊞
社外監査役	寛 悦 生 ㊞
社外監査役	成 清 紘 介 ㊞

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

当社は、今後の事業展開のため今般、定款の一部変更を致したく、本総会に上程致します。提案の理由を述べたのち、該当する変更案を新旧対照表にまとめ記載します。なお、上記の変更に伴う条数の変更等、所要の変更を行うものであります。

1.提案の理由

①目的の追加（第2条）

当社の事業内容の拡大及び今後の事業展開に備えるために、現行定款第2条（目的）につきまして、事業目的を追加するものであります。当社および当社グループの今後の事業展開、事業内容の多様化に対応するため、事業の目的事項を追加するものであります。

②本社移転予定に伴う本店所在地の移動（第3条）

2027年2月に予定している本店移転に伴い、現行定款第3条（本店の所在地）を千代田区から江東区に変更するものであります。なお、本変更については取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずる旨の附則を設け、当該附則は効力発生日後に削除します。

③発行可能株式総数の変更（第5条）

当社株式の流動性の向上及び将来の機動的かつ柔軟な資本政策を可能にするため、現行定款第5条（発行可能株式総数）について、発行可能株式総数を現行の1,800万株から4,000万株に変更するものであります。なお、この変更はいわゆる買収防衛策の導入を意図したものではありません。

④役付取締役に関する変更（第22条）

当社の組織運営の現状に即し、業務分担および権限のあり方を適切に反映するために、役職名を変更するものであります。

提案の理由で述べた変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております)

現行定款	変更案
(目的) 第2条 当社は、次の各号に掲げる事業を営む会社（外国会社を含む）、組合（外国における組合に相当するものを含む）その他これらに準ずる事業体の株式又は持分を保有することにより、当該会社等の事業活動を支配又は管理することを目的とする。 (1) 次に掲げる物品を対象としたオークションの企画・開催・運営 美術品類（絵画、彫刻、版画、陶磁器、工芸品、民芸品、刀剣、武具、鉄砲等）、衣類（和服類、洋服類、その他の衣料品）、時計・宝飾品類（時計、眼鏡、宝石類、装身具類、貴金属類等）、自動車（その部品類を含む）、自動二輪車及び原動機付自転車（これらの部品を含む）、自転車類（その部品を含む）、写真機類（写真機、光学器等）、事務機器類（レジスター、タイプライター、計算機、謄写機、ワードプロセッサ、ファクシミリ装置、事務用電子計算機等）、機械工具類（電機類、工作機械、土木機械、化学機械、工具類等）、道具類（家具、什器、運動用具、楽器、磁気記録媒体、蓄音機用レコード、磁気的方法又は光学的方法により音・映像又はプログラムを記録した物等）、皮革・ゴム製品類（カバン、靴等）、書籍、金券類（商品券、乗車券及び郵便切手ならびに古物営業法施行令第一条各号に規定する証票その他の物等）、酒類（ワイン、シャンパン等） (2) 古物売買及び委託売買ならびに輸出入 (3) 酒類の販売 (4) 美術関係の展覧会の企画、制作、運営、実施及び請負 (5) 教育・教養講座・講演・研修会等の企画、制作、運営、実施及び請負	(目的) 第2条 当社は、次の各号に掲げる事業を営む会社（外国会社を含む）、組合（外国における組合に相当するものを含む）その他これらに準ずる事業体の株式又は持分を保有することにより、当該会社等の事業活動を支配又は管理することを目的とする。 (1) 次に掲げる物品を対象としたオークションの企画・開催・運営 美術品類（絵画、彫刻、版画、陶磁器、工芸品、民芸品、刀剣、武具、鉄砲等）、衣類（和服類、洋服類、その他の衣料品）、時計・宝飾品類（時計、眼鏡、宝石類、装身具類、貴金属類等）、自動車（その部品類を含む）、自動二輪車及び原動機付自転車（これらの部品を含む）、自転車類（その部品を含む）、写真機類（写真機、光学器等）、事務機器類（レジスター、タイプライター、計算機、謄写機、ワードプロセッサ、ファクシミリ装置、事務用電子計算機等）、機械工具類（電機類、工作機械、土木機械、化学機械、工具類等）、道具類（家具、什器、運動用具、楽器、磁気記録媒体、蓄音機用レコード、磁気的方法又は光学的方法により音・映像又はプログラムを記録した物等）、皮革・ゴム製品類（カバン、靴等）、書籍、金券類（商品券、乗車券及び郵便切手ならびに古物営業法施行令第一条各号に規定する証票その他の物等）、酒類（ワイン、シャンパン等） (2) 古物売買及び委託売買ならびに輸出入 (3) 酒類の販売 (4) 美術関係の展覧会の企画、制作、運営、実施及び請負 (5) 教育・教養講座・講演・研修会等の企画、制作、運営、実施及び請負

現行定款	変更案
(6) 国内外のアーティストの招聘、マネジメント・プロモート及び国内外のコンサート・公演等の各種イベントの企画、制作、運営、実施及び請負	(6) 国内外のアーティストの招聘、マネジメント・プロモート及び国内外のコンサート・公演等の各種イベントの企画、制作、運営、実施及び請負
(7) 広告、宣伝の企画、制作ならびに広告代理業	(7) 広告、宣伝の企画、制作ならびに広告代理業
(8) 著作権、著作隣接権、放映権、出版権、翻訳権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の無体財産権の取得、利用、利用の開発、使用許諾、管理、譲渡及びこれらの仲介	(8) 著作権、著作隣接権、放映権、出版権、翻訳権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の無体財産権の取得、利用、利用の開発、使用許諾、管理、譲渡及びこれらの仲介
(9) 再生エネルギー設備による発電	(9) 再生エネルギー設備による発電
(10) 再生エネルギー設備の輸出入及び販売	(10) 再生エネルギー設備の輸出入及び販売
(11) 資源エネルギー開発、製造、輸出入及び販売	(11) 資源エネルギー開発、製造、輸出入及び販売
(12) 発電設備及びシステムの企画、設置、整備及び管理代行サービス	(12) 発電設備及びシステムの企画、設置、整備及び管理代行サービス
(13) 電気自動車などへの充電設備の企画、設置、整備及び管理代行サービス	(13) 電気自動車などへの充電設備の企画、設置、整備及び管理代行サービス
(14) 充電決済カード、決済システムに各企業のポイント・サービス、マイレージ・サービスなどを利用して充電ができるシステムの企画、設置、整備及び管理代行サービス	(14) 充電決済カード、決済システムに各企業のポイント・サービス、マイレージ・サービスなどを利用して充電ができるシステムの企画、設置、整備及び管理代行サービス
(15) 機械、電気、電子機器及び部品の開発、製造、輸出入及び販売	(15) 機械、電気、電子機器及び部品の開発、製造、輸出入及び販売
(16) 電気事業	(16) 電気事業
(17) 食品の輸出入及び販売	(17) 食品の輸出入及び販売
(18) 通信販売業務	(18) 通信販売業務
(19) 語学教育に関する事業及びコンサルティング	(19) 語学教育に関する事業及びコンサルティング
(20) 医療サービス関連事業	(20) 医療サービス関連事業
(21) 医療に関する財務相談及び事業継承等の経営全般にわたるコンサルティング	(21) 医療に関する財務相談及び事業継承等の経営全般にわたるコンサルティング
(22) 医療及び医療事務に関する業務委託請負業	(22) 医療及び医療事務に関する業務委託請負業
(23) 医療機関向けファクタリング業務	(23) 医療機関向けファクタリング業務
(24) 医療にかかる危機管理及び安全全般に関するコンサルティング	(24) 医療にかかる危機管理及び安全全般に関するコンサルティング
(25) 医薬品、医薬部外品、医療機器、医療消耗品の販売	(25) 医薬品、医薬部外品、医療機器、医療消耗品の販売

現行定款	変更案
(26) 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療器具の 許認可申請に関する情報提供及びコンサル ティング	(26) 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療器具の 許認可申請に関する情報提供及びコンサル ティング
(27) 先端医療技術開発についての投資事業及び 支援事業	(27) 先端医療技術開発についての投資事業及び 支援事業
(28) アンチエイジング推進事業	(28) アンチエイジング推進事業
(29) 医療ツーリズムの企画、開発、販売ならび に医療サービスに関する情報提供及び紹介	(29) 医療ツーリズムの企画、開発、販売ならび に医療サービスに関する情報提供及び紹介
(30) 各種出版物の企画、制作、編集、販売	(30) 各種出版物の企画、制作、編集、販売
(31) 労働者派遣事業	(31) 労働者派遣事業
(32) 有料職業紹介事業	(32) 有料職業紹介事業
(33) 植林事業	(33) 植林事業
(34) 情報の処理及び提供	(34) 情報の処理及び提供
(35) 不動産の売買、賃貸、管理及び保有	(35) 不動産の売買、賃貸、管理及び保有
(36) 有価証券の売買、管理及び保有	(36) 有価証券の売買、管理及び保有
(37) 損害保険代理業及び生命保険の募集に関す る業務	(37) 損害保険代理業及び生命保険の募集に関す る業務
(38) 貸金業	(38) 貸金業
(39) 貸席業	(39) 貸席業
(40) 株式の保有、売買ならびに運用業務	(40) 株式の保有、売買ならびに運用業務
(41) 企業の公開、合併、買収、業務提携、営業 譲渡、資産売買、資本参加、合併会社設 立・解消、有価証券の譲渡及び譲受に関す る指導・仲介ならびに斡旋	(41) 企業の公開、合併、買収、業務提携、営業 譲渡、資産売買、資本参加、合併会社設 立・解消、有価証券の譲渡及び譲受に関す る指導・仲介ならびに斡旋
(42) 企業間の提携、買収、合併、事業統合に関 する仲介及びアドバイザー業務ならびに コンサルティング業務	(42) 企業間の提携、買収、合併、事業統合に関 する仲介及びアドバイザー業務ならびに コンサルティング業務
(43) デジタルコンテンツの企画、立案、制作、 配信及び販売及びそのコンサルティング	(43) デジタルコンテンツの企画、立案、制作、 配信及び販売及びそのコンサルティング
(44) デジタルコンテンツに係る事業のコンサル ティング	(44) デジタルコンテンツに係る事業のコンサル ティング
<新設>	(45) <u>工業所有権、ノウハウ、著作権その他の無 体財産権、システムエンジニアリング、ソ フトウェア、Web 3サービス、ブロックチ ェーン技術及び暗号通貨、NFTその他のデ ジタル資産の取得、売買、賃貸借、企画、 開発、保全、利用、管理、仲介及び譲渡</u>

現行定款	変更案
<新設> <新設> (45) 前各号に附帯関連する一切の事業 2. 当社は、前項各号に定める事業及びこれに附帯又は関連する一切の事業を営むことができる。 (本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。 <新設> 第4条 <条文省略> (発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、<u>18,000,000株</u>とする。 第6条～第21条 <条文省略> (代表取締役及び役付取締役) 第22条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。 2. 代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。 3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。 第23条～第50条 <条文省略>	(46) Web 3サービス及びブロックチェーン技術に係るコンサルティング業務 (47) 暗号資産への投資・保有・運用 (48) 前各号に附帯関連する一切の事業 2. 当社は、前項各号に定める事業及びこれに附帯又は関連する一切の事業を営むことができる。 (本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都江東区に置く。 (附則) 定款第3条の変更は、取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとする。なお、本附則は、効力発生日後にこれを削除する。 第4条 <現行どおり> (発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、<u>40,000,000株</u>とする。 第6条～第21条 <現行どおり> (代表取締役及び役付取締役) 第22条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。 2. 代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。 3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役副社長1名、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。 第23条～第50条 <現行どおり>

第2号議案 取締役9名選任の件

本年6月23日に辞任した社外取締役長田忠千代氏を除き、本定時株主総会終結の時をもって、現任取締役7名全員は任期満了となります。つきましては、社外取締役4名を含む取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
1	再任 よね た かく 米 田 岳 (1986年1月23日生)	2011年 4 月 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式 会社 投資銀行本部入社 2013年 7 月 Ernst&Young Transaction Advisory Service株式会社入社 2014年 4 月 株式会社シグマクス入社 2015年 6 月 株式会社東京スター銀行入社 2020年 1 月 Grand Asia Investments株式会社入社 2021年 2 月 カタリスト・インベストメント・グルー プ株式会社代表取締役（現任） 2021年10月 株式会社大入物産取締役（現任） 2023年 3 月 Catalyst Art Investments株式会社代表 取締役（現任） 2025年 8 月 当社取締役（現任） 2026年 1 月 アイアート株式会社取締役（現任） 2026年 2 月 Catalyst Art Investments L.L.- FZ(U.A.E) Director(現任) 2026年 3 月 当社代表取締役（現任） 2026年 6 月 Shinwa Auction株式会社取締役（現 任）	—
	(重要な兼職の状況) Catalyst Art Investments株式会社代表取締役 株式会社大入物産取締役 アイアート株式会社取締役 Catalyst Art Investments L.L.-FZ(U.A.E) Director Shinwa Auction株式会社取締役 (取締役候補者とした理由) 米田岳氏は、外資系投資銀行等において、大企業、中堅中小企業のM&Aに関与、外資系投資会社、自身が創業したカタリスト・インベストメント・グループ株式会社等において、投資業務および投資先の取締役として経営に関与する等豊富な実務経験を有しております。また、Catalyst Art Investments株式会社においては現代アート作品等を投資対象としたアートファンドの運用を行い、アートコレクターとして、アート業界内において国内外の幅広いネットワーク、知見を有しています。同氏の経歴、専門性、経営者としての事業運営経験、アート業界における知見、ネットワークは、経営計画の実行・実現及び当社重要事項の意思決定と業務執行を通じた当社の株主価値・企業価値向上のために必要であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者 番 号	氏 (生 年 月 日)	名 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
2	再任 やま もと たい じ 山 本 泰 史 (1976年6月19日生)	2001年 4 月 ゴールドマン・サックス株式会社入社 2008年 1 月 株式会社ローン・スター・ジャパン・ア クイジッションズ入社 2013年 9 月 株式会社シグマクシス入社 2015年 4 月 株式会社SXA 転籍 2020年 9 月 株式会社明豊エンタープライズ取締役 (監査等委員) (現任) 2022年 4 月 株式会社SXA代表取締役 2023年 1 月 カタリスト・インベストメント・グルー プ株式会社取締役 2025年 6 月 Catalyst Art Investments株式会社取締 役 2025年 6 月 株式会社大入物産代表取締役 (現任) 2025年 8 月 当社取締役 (現任) 2026年 1 月 アイアート株式会社代表取締役 (現任) 2026年 6 月 Shinwa Auction株式会社取締役 (現 任)	—
	(重要な兼職の状況) 株式会社明豊エンタープライズ取締役 株式会社大入物産代表取締役 アイアート株式会社代表取締役 Shinwa Auction株式会社取締役 (取締役候補者とした理由) 山本泰史氏は、外資系投資銀行、外資系PEファンド等において、M&Aアドバイザリー、投資業務に関与、上場企業子会社の代表取締役を務める等、豊富な実務経験を有しています。また、上場企業における社外取締役として、コンプライアンスおよびガバナンス体制の強化に関与し、上場会社におけるガバナンス強化に関しても知見と経験を有しております。同氏の経験と専門性は、当社の最重要課題であるガバナンス体制の強化に大きく貢献するとともに、当社重要事項の意思決定と業務執行を通じた当社の株主価値・企業価値向上のために必要であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものです。		

招 集
通 知

事 業
報 告

計 算
書 類

監 査
報 告

株 主 総 会 参 考 書 類

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
3	再任 いわほりきょういち 岩堀恭一 (1950年10月1日生)	1979年 4 月 (株)東急エージェンシー 1989年 9 月 (公社) SURF90協会 プロデューサー 1993年 4 月 公益財団法人クロスランドおやべ 専務理事 2013年 7 月 株式会社スクリーン＆ステージ設立 代表取締役 プロデューサー 2013年 7 月 一般社団法人日本アート評価保存協会 評価委員 (現任) 2023年 4 月 一般社団法人横浜港ハーバーリゾート協会 入社 プロデューサー (現任) 2025年 8 月 当社 取締役 (現任) 2026年 6 月 アイアート株式会社取締役 (現任)	
	(重要な兼職の状況) 一般社団法人横浜港ハーバーリゾート協会 プロデューサー 一般社団法人日本アート評価保存協会 評価委員 アイアート株式会社取締役 (取締役候補者とした理由) 岩堀恭一氏は、米国南カリフォルニア大学映画学科を卒業後、国内外においてテレビCM・映像・広告・芸術イベント等の分野で50年以上にわたり豊富な経験を有しており、アートとエンターテインメント業界における広範なネットワークと実績を有しています。また、テレビ東京「開運！なんでも鑑定団」の鑑定士としての出演経験など、芸術文化の発信と社会的価値創出に貢献してきました。これらの経験と知見は、当社が推進するアート市場の拡大、ブランド価値の向上、そして中期経営戦略におけるコンテンツ強化および文化事業との連携に大きく資するものと判断し、取締役候補者として選任をお願いするものです。		—

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
4	再任 シャ 謝 ビン 冰 (XIE BING) (1963年 8 月27日生)	1991年 5 月 テレビ番組制作会社に勤務 テレビ朝日/NHKBS/TBS他各局と番組制作 2005年10月 香港フェニックス衛星テレビにて『世界のオークション』プロデューサー兼司会者として約12年間務める 2018年 1 月 独立。これ以降はアートマーケットに軸足を置き、主に鑑定、学術研究、講演会など幅広く活動中。出版物多数 2025年 8 月 当社 取締役 (現任) 2026年 6 月 Shinwa Auction株式会社取締役 (現任)	—
	(重要な兼職の状況) アートマーケットコンサルタント Shinwa Auction株式会社取締役 (取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 謝冰氏は、長年にわたりアートマーケット評論家および国際的ジャーナリストとして活躍し、アジアおよび欧米の主要オークション市場やアートコレクターと広範なネットワークを築いてこられました。テレビ・出版・講演等を通じてアート市場の発展に貢献するとともに、豊富な実務経験と深い専門知見を有しています。特に、中国・香港を中心とした中華圏の美術市場や古美術の鑑定・取引に精通しており、当社が推進するアジア市場への展開および国際的な価値創造戦略において、謝氏の見識と人脈は当社の事業拡大に大きく寄与するものと判断し、取締役候補者として選任をお願いするものです。		

招 集 通 知

事 業 報 告

計 算 書 類

監 査 報 告

株 主 総 会 参 考 書 類

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
5	新任 社外 独立 かとう ひろたろう 加藤 博太郎 (1986年1月3日生)	2011年 4 月 東京都庁入職 2015年 1 月 弁護士登録 プライスウォーターハウスクーパース・ PwCあらた監査法人 入社 2016年 4 月 わたなべ法律事務所 入所 2020年12月 加藤・浅川法律事務所 代表弁護士 2024年 6 月 加藤・麿木法律事務所 代表弁護士（現 任） 2024年12月 税理士登録 2026年 2 月 医療法人社団成守会理事（現任）	—
	(重要な兼職の状況) 加藤・麿木法律事務所 代表弁護士 医療法人社団成守会 理事 (社外取締役候補者とした理由) 加藤博太郎氏は、弁護士・税理士として企業法務・コンプライアンス・税務に豊富な専門知識と実務経験を有しております。大手監査法人や複数企業の監査役・理事としての経験を通じ、上場企業のガバナンス実務を深く理解しております。弁護士・法務専門家の視点は現取締役会の構成においてさらに強化すべき領域であり、税務・会計の専門知識とあわせて、当社の継続的なガバナンス向上・取締役会の多様性に寄与することが期待できます。当社の取締役会においてコンプライアンス・法務リスク管理の観点から独立した立場での適切な助言・監督に大きく寄与いただけるものと判断し、新任取締役候補者として選任をお願いするものです。		

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
6	新任 社外 独立 おかだのりゆき 岡 田 則 之 (1960年3月9日生)	1982年 4 月 大蔵省（現財務省） 入省 2003年 7 月 財務省主税局税制第三課長 2005年 7 月 財務省主計局主計官 2008年 7 月 国税庁人事課長 2010年 7 月 福岡国税局長 2013年 6 月 国税庁課税部長 2014年 7 月 大阪国税局長 2016年 6 月 東京国税局長 2017年11月 （一社）日本投資顧問業協会 （現（一社）資産運用業協会） 特別参与 2018年 6 月 同協会副会長・専務理事	—
	（重要な兼職の状況） 重要な兼職はございません。 （社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要） 岡田則之氏は、財務省・国税庁において国税庁課税部長、大阪国税局長、東京国税局長を歴任し、財務・税務・金融の分野で高度な知見を有しております。財務・税務の行政専門家の視点は、当社の財務健全性・税務コンプライアンス・リスク管理の向上に貢献頂けるものと判断しております。さらに、日本投資顧問業協会の副会長・専務理事として実質的に会務運営を統括され、証券市場における各種規制・東証規則・CGコード改訂・コンプライアンス・リスク管理・ESG等の最先端課題について、協会員である大手機関投資家との日常的な対話を通じて豊富な実務知見を蓄積しております。これらの実務知見は、当社の取締役会においてコーポレートガバナンス・コンプライアンス・リスク管理の観点から独立した立場で積極的に貢献することが期待できます。このように、取締役会全体の多様性と監督機能の充実に大きく寄与することが期待できるものと判断し、新任取締役候補者として選任をお願いするものです。		

招集し通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
7	新任 社外 たまきなお 玉 木 直 季 (1971年12月15日生)	1994年 4 月 東京銀行（現三菱UFJ銀行） 入行 2002年 4 月 国際協力銀行 入行 2014年 8 月 同行 中東総代表 2019年 7 月 同行 電力新エネルギー部長 2021年 8 月 英国王立国際問題研究所入所 Visiting Fellow 研究活動 2023年 9 月 丸紅株式会社入社 電力本部 部門長補佐 2025年 4 月 Marubeni Saudi Investment 代表取締役会長 （現任） 2025年 4 月 高知大学 客員教授 （現任）	—
	(重要な兼職の状況) Marubeni Saudi Investment 英国王立国際問題研究所 高知大学 客員教授 (社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 玉木直季氏は、東京銀行・JBIC丸紅グループを通じた約30年の国際金融・エネルギー・インフラ事業の実務経験、中東における13年の現地活動経験、Chatham Houseでの国際研究・大学での教育活動等を通じて、グローバルな視点・広範な事業知見・人的ネットワークを有しております。 グローバル展開・ESG サステナビリティの視点は現取締役会の構成においてさらに強化すべき領域であり、中東・国際金融の専門家としての独自の視点は、取締役会の多様性向上と当社の中長期的な成長戦略・グローバル展開・ESG推進を通じた長期的な企業価値向上に大きく寄与することが期待できるものと判断いたしました。 新任取締役候補者として選任をお願いするものです。		

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
8	新任 ふじもと ひかる 藤 本 光 (1992年12月3日生)	2020年 2 月 EY新日本有限責任監査法人 入社 2022年 4 月 PwCアドバイザー合同会社 入社 2023年 7 月 SBI地域事業承継投資株式会社 入社 2024年 4 月 株式会社メディカルフロンティア 入 社 2024年10月 株式会社コンヴェノ 執行役員 2026年 3 月 当社執行役員 2026年 6 月 Shinwa Auction株式会社取締役 (現 任) アイアート株式会社取締役 (現任)	30,000
	(重要な兼職の状況) 公認会計士 Shinwa Auction株式会社取締役 アイアート株式会社取締役 (取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 藤本光氏は、公認会計士としての会計税務の知見と実務経験だけでなく、投資会社における経験、上場企業における財務経理の実質上の実務責任者としての経験を有しております。こうした知見と経験は当社の財務報告体制の更なる高度なレベルにおける整備・運用のみならず中長期的な財務戦略の企画立案実行における役割が期待されます。取締役会における高度な専門知識と実務経験を要する会計専門家は、取締役会の多様性の専門性のレベルを更に押し上げ、企業価値向上に大きく寄与することが期待できるものと判断いたしまして、新任取締役候補者として選任をお願いするものです。		

招 集 し 通 知

事 業 報 告

計 算 書 類

監 査 報 告

株 主 総 会 参 考 書 類

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
9	新任 社外 たけ はな たか き 竹 花 貴 騎 (1992年 6 月 4 日生)	2013年12月 Google合同会社SCSK VENDER Con Ops Project 2015年 2 月 SMS 社 Philippine Health-care Solution Inc Vice President兼COO 2016年 6 月 株式会社リクルートホールディングス経 営企画室 2017年 7 月 株式会社Lim 設立 代表取締役 2021年 5 月 MDS FUND COMMERCUAL BROKER LLC 代表取締役（現任） 2021年 9 月 MDS FUND DIGITAL MARKETING 代表取締役 2025年10月 MDS DS WLL CEO Bahrain（現任）	—
	(重要な兼職の状況) 重要な兼職はございません。 (社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 竹花貴騎氏は、中東・アジア・東南アジアにわたる多国での事業展開経験を有し、中東現地の人脈・ビジネス慣行・規制環境等に精通しております。また、ソーシャルメディアを活用した大規模なデジタル情報発信力と、PRマーケティングの実践知見も有しております。大企業における実務経験とも相まって、当社の海外事業展開（中東等）・PR/IR DX化に対する実務的な助言への大きな貢献が期待できます。 グローバル展開・PR/IR DXの領域における知見と経験は、現在の取締役会全体として強化すべき領域であり、取締役会の多様性と専門性を確保することによる当社の中長期にわたる企業価値向上に寄与が期待できるものと判断いたしまして、新任取締役候補者として選任をお願いするものです。		

- (注) 1.当社定款においては、会社法第427条第1項の規定により、当社と社外取締役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。当社は当該規定に基づき、本議案にて、新たに岡田則之氏、加藤博太郎氏、玉木直季氏、竹花貴騎氏の新任をご承認いただいた場合、会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を、法が定める最低責任限度額とする責任限定契約を継続する予定であります。
- 2.当社は、会社法第430条の3第1項に基づき、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当社および当社のすべての子会社の取締役、監査役が対象であります。各候補者が選任され就任した場合は被保険者となります。保険契約の内容の概要：対象となる被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用を補償するものです。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は保障対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。保険料は全額当社が負担します。
- 3.取締役候補者岡田則之氏、加藤博太郎氏、玉木直季氏、竹花貴騎氏は、社外取締役であります。
- 4.岡田則之氏、加藤博太郎氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当社が定める「社外役員の独立性に係る基準」を満たしていると判断しており、選任が承認された場合、当社は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出る予定であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、中世古元氏が辞任されます。つきましては監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

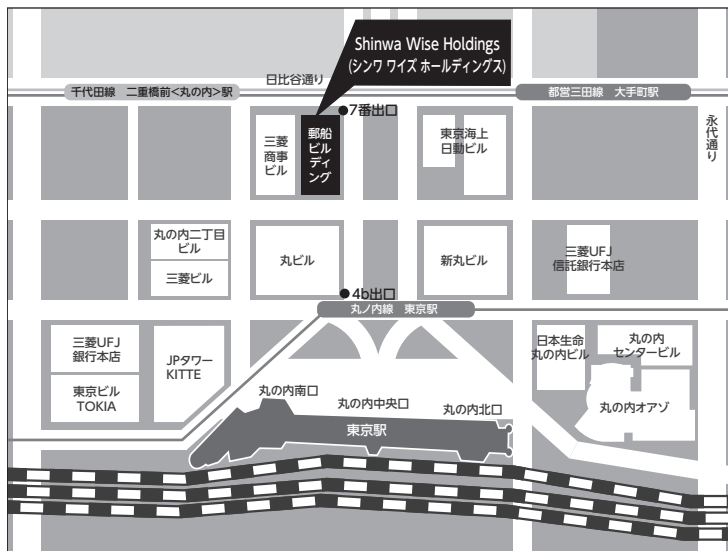
氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
新任 すぎ たに けん ご 杉 谷 健 悟 (1992年9月7日生)	2015年 4 月 株式会社ゆうちょ銀行 入行 2018年 4 月 山田コンサルティンググループ株式会社 入社 2022年 2 月 株式会社トムスエージェンシー入社 2023年12月 独立 2025年 4 月 M&Aギルド株式会社設立 代表取締役 就任（現任）	—
(重要な兼職の状況) M&Aギルド株式会社代表取締役 (監査役候補とした理由) 杉谷健悟氏は、これまでのご経歴の中で、ガバナンス構築、経理財務会計、M&A戦略の実行など、幅広く事業再生にかかわってきたご経験をお持ちであります。企業会計等に関する豊富な専門的知見を当社における監査に活かしていただきたいと判断し、新たに監査役として選任をお願いするものであります。		

- (注) 1. 監査役候補者杉谷健悟氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 監査役候補者杉谷健悟氏は、現在M&Aギルド株式会社の代表取締役ですが、8月中旬に代表取締役を辞し、取締役となる予定であります。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に基づき、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当社および当社のすべての子会社の取締役、監査役が対象であります。候補者が選任され就任した場合は被保険者となります。
- 保険契約の内容の概要：対象となる被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用を補償するものです。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は保障対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。保険料は全額当社が負担します。

以上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都千代田区丸の内二丁目3番2号
Shinwa Wise Holdings株式会社 1階ホール
電話 03 (5224) 8610



交通 J R「東京駅」丸の内南口より徒歩3分
地下鉄丸ノ内線「東京駅」4b出口より徒歩2分
地下鉄千代田線「二重橋前（丸の内）駅」7番出口正面
地下鉄三田線「大手町駅」7番出口正面

なお、本会場には、駐車場のご用意がございませんので、
お車でのご来場はご遠慮ください。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。